#### 豊田市野生鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、野生 鳥獣被害防止対策事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 野生鳥獣 農作物等に被害を及ぼす鳥獣で、別表第1に掲げるものをいう。
  - (2) 農業者 市内において農業を営む者をいい、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (平成元年法律第58号)の規定に基づいて市民農園を開設する者、法人及び農地所有適格法人 (農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する者をいう。)を含む。
  - (3) 認定農業者等 認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の認定を受けた者をいう。)及び認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。)をいう。
  - (4)侵入防止施設 野生鳥獣の農地等への侵入を防ぐための、電気柵、ワイヤーメッシュ柵、侵入防止ネット柵等をいう。
  - (5) 施設用資材 侵入防止施設を設置するために必要な資材をいう。
  - (6) 償却期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同省令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間)をいい、その期間は別表第2に定め、償却期間内は使用するものとする。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、農業者又は認定農業者等が実施する侵入防止施設の設置に係る費用の一部を補助することにより、侵入防止施設の設置の促進を図り、もって野生鳥獣による農作物等の被害の防止に寄与することを目的とする。

(補助事業者)

- 第4条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、償却期間中、侵入防止施設及び当該施設により野生鳥獣の侵入を防止する農地等の管理を行うことができる農業者及び認定農業者等とする。 (補助事業)
- 第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が行う、侵入防止施 設の設置事業とする。

(補助対象経費)

- 第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、施設用資材の購入費とする。
- 2 前項の場合において、当該施設用資材は、補助金の交付を受けようとする年度に購入したものに限る。

(補助金額等)

- 第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は別表第3の補助事業者欄の区分に応じ、限度額欄に掲げる額を限度とする。
- 3 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

- 第8条 補助金の交付の申請(以下「交付申請」という。)をしようとする補助事業者は、野生鳥獣被害防止対策事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、補助事業が完了した日(侵入防止施設の設置が完了した日又は補助対象経費を支払った日のいずれか遅い日)から起算して30日以内又は当該年度末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書兼事業実績書(様式第2号)
- (2) 事業実施箇所位置図
- (3) 購入した施設用資材及び設置した侵入防止施設のカラー写真
- (4) 購入した施設用資材の内訳がわかる納品書等の写し又は原本
- (5) 購入した施設用資材の領収書等の写し又は原本
- (6) 認定証書の写し(補助事業者が認定農業者及び認定新規就農者の場合)
- (7) 会社登記簿謄本(補助事業者が法人及び農地所有適格法人の場合)
- (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の交付申請を先着順に受け付けるものとし、申請額の合計が当該年度の予算の範囲を超えるときは、受け付けを停止するものとする。
- 3 交付申請に当たって、補助事業者が消費税法における免税事業者でない場合は、当該申請に係る補助対象経費に消費税を含めることができない。

(交付申請の制限)

- 第9条 補助事業者は、同一年度内において、2回以上の交付申請をすることはできないものとする。
- 2 当補助事業又は当補助事業以外の他の補助金の交付を受けて侵入防止施設を設置した農地については、当該侵入防止施設の償却期間が経過するまでは、この要綱による交付申請をすることはできないものとする。

(交付の決定)

- 第10条 市長は、第8条第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の 交付を適当と認めたときは交付の決定及び補助金の額の確定をし、野生鳥獣被害防止対策事業補助金 交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により、補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、前項の交付決定に条件を付することができる。
- 3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請書の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧 や市税の収納状況を確認することができる。

(交付決定の除外要件)

- 第11条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。
  - (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
  - (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的

に関与していると認められるとき。

- (3)法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは 運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に 実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営 に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6)法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 豊田市税を滞納しているとき。

(交付申請の取下げ)

- 第12条 第10条第1項の通知を受けた補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に交付申請を取り下げることができる。
- 2 交付申請の取り下げがあったときは、当該交付申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

- 第13条 第10条第1項の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、速やか に所定の請求書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。 (財産の処分の制限)
- 第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。た だし、償却期間を経過した場合は、この限りではない。

(検査等)

- 第15条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることできる。 (帳簿等の整備・保存)
- 第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、 その内容を証する書類を整備し、償却期間が経過するまでの間、これを保存しておかなければならない。 (補助事業者の責務)
- 第17条 補助事業者は、当該補助事業に伴う危険及び損害の防止に努めるとともに、第3者に損害を与えたときは、その責めを負わななければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

- 第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。
  - (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
  - (2) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 第11条各号のいずれかに該当したとき。
  - (4) 第15条の規定による指示に従わず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避したとき。
  - (5) その他交付金の交付を不適当と認めたとき。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第19条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### (要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

# 別表第1(第2条関係)

## 【対象野生鳥獣】

イノシシ、二ホンザル、二ホンジカ、カモシカ、ヌートリア、アナグマ、タヌキ、 ハクビシン、アライグマ、カルガモ、ハト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、カラス、 その他市長が認める鳥獣

# 別表第2(第2条関係)

# 【資材の償却期間】

補助対象資材	償却期間	
電気柵	申請年度の翌年度から8年間	
ワイヤーメッシュ柵等 (金属製のもの)	申請年度の翌年度から14年間	
その他	申請年度の翌年度から5年間	

## 別表第3(第7条関係)

# 【補助金の限度額】

補助事業者の区分	限度額
農業者	50,000 円
認定農業者等	200,000円

# 様式第1号(第8条関係)

# 令和 年度豊田市野生鳥獣被害防止対策事業補助金交付申請書 兼 実績報告書

豊田市長様		申請日 令和 年 月 E の4)から30日以内に申請 請 者		
	(郵便番号) - 住 所: (個人の場合は不要) 組織団体名: ふりがな 氏 名: 電話番号 (	) —		
令和 年度における豊田市野生 田市野生鳥獣被害防止対策事業補助	鳥獣被害防止対策事業についる	こかかりやすい番号をご記入ください。 て、補助金の交付を受けたいので、豊 系書類を添えて申請します。		
1 補助金交付申請額 金 , 000 円 P2-2の④を転記				
2 補助金申請の同意・誓約事項		同意・誓約欄		
1 豊田市税を滞納していない。		(☑チェックしてください) □		
2 本補助金の交付事務に必要な 閲覧や市税の収納状況を確認す	次内容に関し、住民基本台帳の ることに同意します。			
3 消費税非課税事業者				
内容		同意・誓約欄 (☑チェックしてください)		
消費税免税事業者である。		はい □		
4 法人番号(申請者が法人の場	易合は、記載してください)			
法人番号(13桁)				

※ 不明な場合は国税庁HP「法人番号公表サイト」でご確認ください。

5 申請地の確認(チェック欄:該当する方に☑をしてください)					
	□ 市の補助金を受けていない。				
	〕市の補助を平成	年度に受けたが、償却	]期間を経過している。		
	 (※平成21年度(2009年度)までに設置した農地は申請できます。)				
6	添付書類等(チェック欄)	: 確認し図をしてください	<b>(1)</b>		
	1 事業計画書 兼 事業実	績書	(P2:様式第2号)		
	〕事業実施箇所位置図		(P3:様式第2号)		
	〕購入資材及び設置後の	カラー写真 (	P 4 に貼付)		
	購入資材の内訳がわか	る納品書等の写し又は	原本(宛名の方が申請者)		
	] 購入資材の領収書等の	写し又は原本	(日付は、年度内に限る)		
	〕認定証書の写し	※認定農業者及び認定新規就農者の場合			
	〕会社登記簿謄本	※法人及び農地所有適格法人	、の場合に添付		
	] 請求書 ※請求者名と振込	△□座の名義が異なる場合は委	受任状が必要		
	振込先口座の通帳の写				

# 事業計画書 兼 事業実績書

事業の目的(該当するものすべてに図をしてください) 野生鳥獣による農作物等への被害を防止するため、侵入防止施設を設置する。 獣:□イノシシ □シカ □サル □その他( (1)加害 ) (2) 加 害 鳥:□カラス □ヒヨドリ □スズメ □その他( ) (3)被 害 作 物:□水稲 □野菜 □果樹 □その他( ※ 加害鳥獣…柵の設置でどんな鳥獣から農作物を守れるのかで判断してください。 2 経費負担区分 ③ 消費税等 (1-2-3)⑤ 補助金交付申請額 ② 他の補 ① 購入資材費 助(助成)額 仕入控除税  $\times 1/2$ (④又は上限額※2の低い方の (領収書の金額)  $X^1$ 額 (1円未満切捨て) 額、千円未満切捨て) 円 円 円 円 ,000 円 ※1 国、県、市から他の補助(助成)がある場合のみ記入 ※2 上限額:市内で農業を営む者 5万円、認定農業者及び認定新規就農者 20万円 -事業内容及び設置場所 (1) 事業内容(該当する資材に図をし、延長を記入してください) 設置した資材の設置延長(距離)及び償却期間 8年間( 電気柵 m 年度まで) □ ワイヤーメッシュ柵等 14年間( 年度まで) m □ その他(ネット柵等) 5年間( 年度まで) m (2) 資材設置農地(防除する農地を記入してください) 台帳面積 防除する作物に 町名 字名 地番 土地所有者 同意印 (m) ☑をしてください ☑水稲 □野菜 (例) 西浦 1 - 24900 農政 三郎 □その他 坂上町 □水稲 □野菜 町 □その他 □水稲 □野菜 町 □その他 □水稲 □野菜 町 □その他 □水稲 □野菜 町 □その他

※土地所有者が、申請者又は同居の家族以外の場合は土地所有者の同意印が必要

m

面積計:

)

## 4 事業完了日(それぞれに日付を記入してください。)

資材費の支払日令和 年 月 日 (いずれか遅い日から設置を完了した日令和 年 月 日 30日以内に申請)※購入・設置資材は年度内に購入したものが対象となります。

## 5 事業実施箇所位置図

# この地図を参考に設置箇所の 地図を貼ってください



# 様式第3号(第10条関係)

令和 年度豊田市野生鳥獣被害防止対策事業補助金交付決定通知書 兼確定通知書

> 豊農振発第防除 号 令和 年 月 日

様

豊田市長 太田 稔彦

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 年度豊田市野生鳥獣被害防止対策事業補助金について、豊田市野生鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり決定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金交付の条件
  - (1)補助金の対象となる事業内容は、様式第1号及び第2号に記載されたとおりとする。
  - (2) 事業の実施に当たっては、関係法令、豊田市補助金等交付規則及び豊田市野生鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- ※補助金は、指定された口座に、概ね1か月後に振込む予定です。 通知はしませんので、通帳を確認してください。

令和 年度豊田市野生鳥獣被害防止対策事業補助金に係る 消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

豊田市長様

報告者

住所

組織団体名

氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け豊農振発第 号をもって額の確定の通知があった 年度豊田市野生鳥獣被害防止対策事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、豊田市野生鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱第19条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 額の確定の通知額

円

2 実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

3 確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額

Щ

4 補助金返還相当額(3の金額から2の金額を差し引いた額)

円

5 添付書類

3の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳など

注:補助金に係る消費税等什入控除税額が0円の場合でも提出すること。